

平成30年

第1回市議会定例会 議案第45号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および
運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
改正について

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならび
に指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および
運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならび
に指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号）の一部
を次のように改正する。

目次中

「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条
～第172条）」を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の
2・第165条の3）」に改

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条
～第172条）」

める。

第1条中「含む。）」の後ろに「，第115条の2の2第1項第1号

および第2号」を加える。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「または介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設または介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局または指定訪問看護ステーション等」を「または薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項ただし書中「である」を「または介護医療院である」に改める。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の後ろに「、介護医療院」

を、「もの（以下」の後ろに「この節および次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条および次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所または指定障害者支援施設がその施設の全部または一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を，指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が，当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者および共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービ

スを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条および第131条ならびに第4節（第143条を除く。）および第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項および第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂および」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条および第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の後ろに「もしくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上および介護職員のうち」を「および介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第212条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第226条中「をいう」の後ろに「。以下同じ」を加える。

第251条第1号中「利用料等」を「利用料，全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の後ろに「および当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の3条を加える。

第13条 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設，介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士，作業療法士または言語聴覚士

により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数

第14条 第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員および計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数とする。

第15条 第206条および第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所および食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧

介護予防サービス等基準条例」という。)第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。)が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第88条から第90条までおよび第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスに関する基準を定め、介護医療院の創設に関連した人員等の基準に関する規定の整備をし、および指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の人員の基準に関する規定、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の人員等の基準に関する規定等を整備するため